

「日税連制度部の『税理士法改正要望項目』と会長諮問について」 に対する意見書

日本税理士会連合会
会長 池田隼啓 殿

平成20年10月31日
全国青年税理士連盟
会長 菅原祥元
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3354-4162

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今般貴会制度部より具申のあった「税理士法改正要望項目」(タタキ台)に対して会長より諮問がありました。貴会においての次なる税理士法改正にむけての取り組みに対し大いに期待するところでありますが、今回の内容をみるにつき、当連盟が考える「あるべき税理士制度」の実現に向けて不十分な面が多々あります。そこで、目指すべき税理士法改正につき、当連盟より次の通り意見を述べるものであります。

なお、税理士の資格取得制度、あるべき試験制度、税理士資格の更新制度、研修制度、補助税理士制度については、去る平成20年6月26日に貴会に提出した「税理士法のさらなる改正に向けての意見書」において、当連盟の意見を述べておりますので、本意見書からは除いております。

1. 税理士法第1条(税理士の使命)について

税理士法改正におけるすべての項目について念頭に置くべきは、税理士の使命であります。しかし、今回の「税理士法改正要望項目」ならびに会長諮問において税理士の使命の改正について言及されておられません。そこで、本意見書においては、税理士の使命の改正について意見を述べさせていただきます。

意見：税理士法第1条(税理士の使命)において、税理士が納税者の権利を擁護する使命があることを明確に規定すべきである。

税理士は納税者の代理人として、憲法および税法によって認められている納税者の正当な法的権利の擁護を通じて納税義務の履行に協力することが使命である。しかし、現行法

は「独立した公正な立場において」と規定しており、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない中立な立場において業務を行うべきであるとする解釈を生じせしめ、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的な立場を曖昧にしている。よって、税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があることを、誰しもがみても明らかになるように明確に表現すべきである。

2. 税務支援従事の義務化について

意見：税理士法により税務支援の従事を義務化することには反対する。

税務支援制度について、税理士法では、第49条の2第2項第9号において規定を設け、その上で日税連会則において会員に対し従事義務を課している。

そして、税務支援が会則の絶対的記載事項とされた理由は、法第1条（税理士の使命）と第52条（税理士の業務の制限）にあると考えられる。

本来の税務支援は、個々の税理士が自発的に行うべきものであるが、現状税理士法において税理士業務が税理士の独占業務であることから、税務支援を会則に規定し会員に従事義務を課すことは、各会の運営上、止むを得ないともいえる。

しかし、税理士法において税務支援の従事義務を課すことは、税理士会における社会貢献事業の理念並びに自発性と相反し、税理士会の行う税務支援事業が形骸化するおそれがある。このことは、税理士会が税務行政下請け機関の役目を担うことを意味するものであり、それは財務大臣による懲戒権限および財務大臣等による監督権限の観点からも明らかである。よって、税理士法において税務支援の従事義務を規定することには反対する。

また、貴会では、税務支援の範疇にアウトソーシング業務を含める見解を示しているが、会員間の意思疎通が図られていない。そのような状況下における税務支援問題に関しては、運用動向も含めてまだまだ議論、注視が必要である。

3. 税理士法第35条（意見の聴取）について

意見：税理士法第35条第4項については、削除すべきである。

書面添付制度は、税務調査等の行政手続が行われる際に、税理士に対して意見聴取を行うとして、税理士の代理権の確立に当たり、昭和31年の法改正において日税連の要請により創設された制度である。本年6月には、国税庁との間で、文書による調査省略通知等、書面添付制度の普及・定着に関する措置について合意がなされ、制度の普及にむけ改善が図られている。しかし、本項が存置することにより書面添付制度が形骸化し実務上における利用率（平成18年度においては5.4%「財務省HPより」）が低いことの一因になっている。本来の書面添付制度の創設の趣旨を考え、その法的効力を明確にするためには、本項は削除すべきである。

以上